

想像しよう 未来の笠間 男女で協力 住みやすく

キラリかさまプラン

第3次笠間市男女共同参画計画

(平成30年度～平成34年度)

【素案 11月24日版】

笠 間 市

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景・趣旨	2
2 笠間市の現状と課題	4
3 計画の基本理念	8
4 笠間市が目指す将来の姿	9
5 計画の位置づけ	10
6 計画期間	10
第2章 計画の内容	11
1 基本目標	12
2 重点的に推進する視点	12
3 計画の体系	13
基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	14
基本目標2 だれもが安心して暮らせるまちづくり	19
基本目標3 すべての女性がかがやく社会づくり	25
第3章 推進体制と進行管理	30
1 推進体制の充実	31
2 進行管理	32
第4章 指標目標	33
1 目標指標	34
2 参考指標	35
第5章 付属資料	36
笠間市男女共同参画推進条例	37
笠間市男女共同参画審議会規則	41
笠間市男女共同参画審議会委員名簿	42
第3次間市男女共同参画計画策定の過程	43
男女共同参画社会基本法	44
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	49
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	58
男女共同参画のあゆみ	69

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の背景・趣旨

(1) 国の動き

平成11(1999)年	「男女共同参画社会基本法」制定
平成12(2000)年	「男女共同参画基本計画」策定
平成13(2001)年	「DV防止法」(*通称)制定
平成17(2005)年	「男女共同参画基本計画」(第二次)策定
平成18(2006)年	「男女雇用機会均等法」・「労働基準法」一部改正
平成22(2010)年	「男女共同参画基本計画」(第三次)策定
平成25(2013)年	「DV防止法」(*通称)一部改正
平成27(2015)年	「女性活躍推進法」(*通称)制定
同	「男女共同参画基本計画」(第四次)策定

国においては、女性も男性もすべての個人が、お互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、少子高齢化が進み、人口減少時代に突入したわが国の最重要課題として位置付けています。

これまでも平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、この基本法に基づく男女共同参画基本計画を策定しております。また平成27年8月に成立した女性活躍推進法により、男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入りました。現在は、平成27年12月に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画に基づき、総合的かつ計画的な施策の推進を図っています。

(2) 県の動き

平成13(2001)年	「男女共同参画推進条例」制定
同	「男女共同参画推進審議会」設置
平成14(2002)年	「男女共同参画推進計画」策定
平成18(2006)年	「男女共同参画実施進計画」策定
平成19(2007)年	「いばらきの快適な社会づくり基本条例」制定
平成19(2007)年	「いばらきの快適な社会づくりの基本方針」策定
平成23(2011)年	「男女共同参画基本計画(第2次)」策定
平成28(2016)年	「男女共同参画基本計画(第3次)」策定

茨城県では平成13年3月、行政、県民、事業者が一体となって積極的に男女共同参画の推進に取り組むため「茨城県男女共同参画推進条例」を制定し、それに基づく基本計画を策定し、施策を総合的に推進してきました。

現在は、平成28年3月に策定した「茨城県男女共同参画基本計画(第3次)」に基づき、人から組織、さらには社会へと男女共同参画の輪を広げ、男女がともに夢や希望を実現するための取組が進められています。

(3) 市の動き

平成18(2006)年	「笠間市男女共同参画推進条例」制定
平成20(2008)年	「笠間市男女共同参画計画」策定
平成24(2012)年	「笠間市男女共同参画に関する市民意識調査」及び「笠間市男女共同参画計画」の推進状況の検証
平成25(2013)年	「第2次笠間市男女共同参画計画」策定
平成28(2016)年	「笠間市男女共同参画に関する市民意識調査」実施

笠間市では、平成18年3月に「笠間市男女共同参画推進条例」を制定し、この条例に基づき平成20年3月に「笠間市男女共同参画計画」を策定し、男性も女性も暮らしやすい社会の実現を目指すため、5つの基本理念に基づき、様々な取り組みを進めてまいりました。さらに、平成24年には、「笠間市男女共同参画に関する市民意識調査」及び「笠間市男女共同参画計画」の推進状況の検証を行い、平成25年3月には、それらの結果を踏まえるとともに基本目標を3つに集約した「第2次笠間市男女共同参画計画」を策定しました。

「第3次笠間市男女共同参画計画」は、平成29年度に第2次計画が最終の計画年度を迎えたことから、第2次計画の推進状況を検証するとともに、改めて男女共同参画に関する市民の最新の意識と国・県の動向を踏まえた計画として策定をするものです。

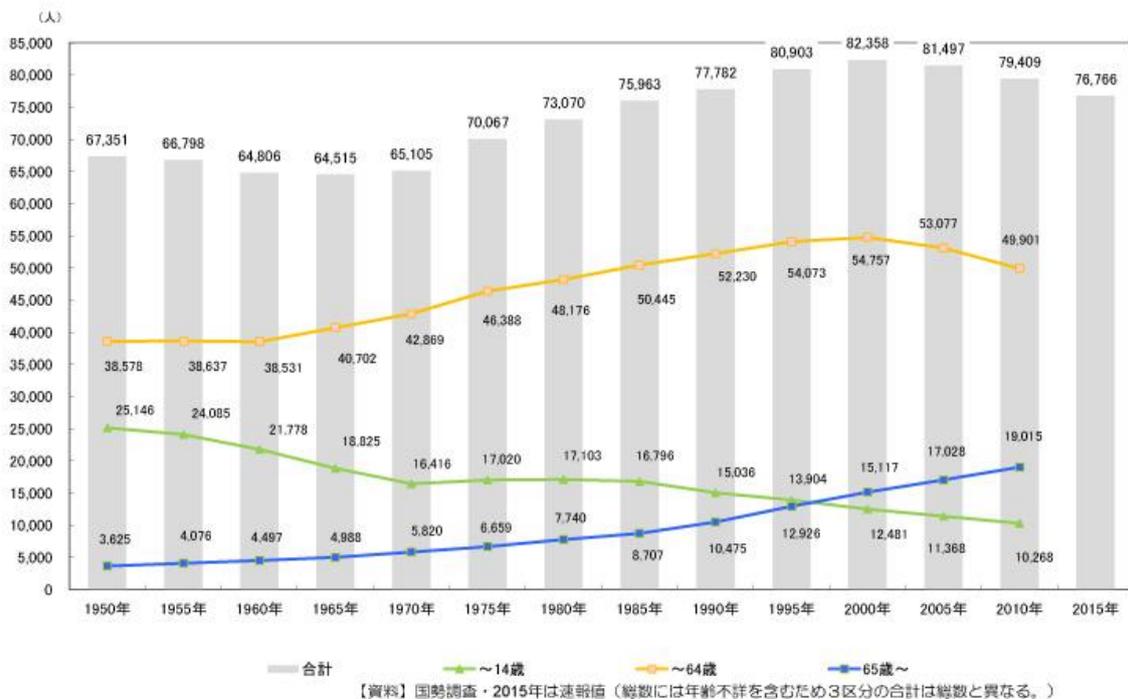
2 笠間市の現状と課題

(1) 人口と世帯の推移

■人口の推移（3区分）

全国では人口減少、高齢社会化が急速に進行していますが、笠間市の人口は微減傾向にあり、今後も減少することが見込まれます。

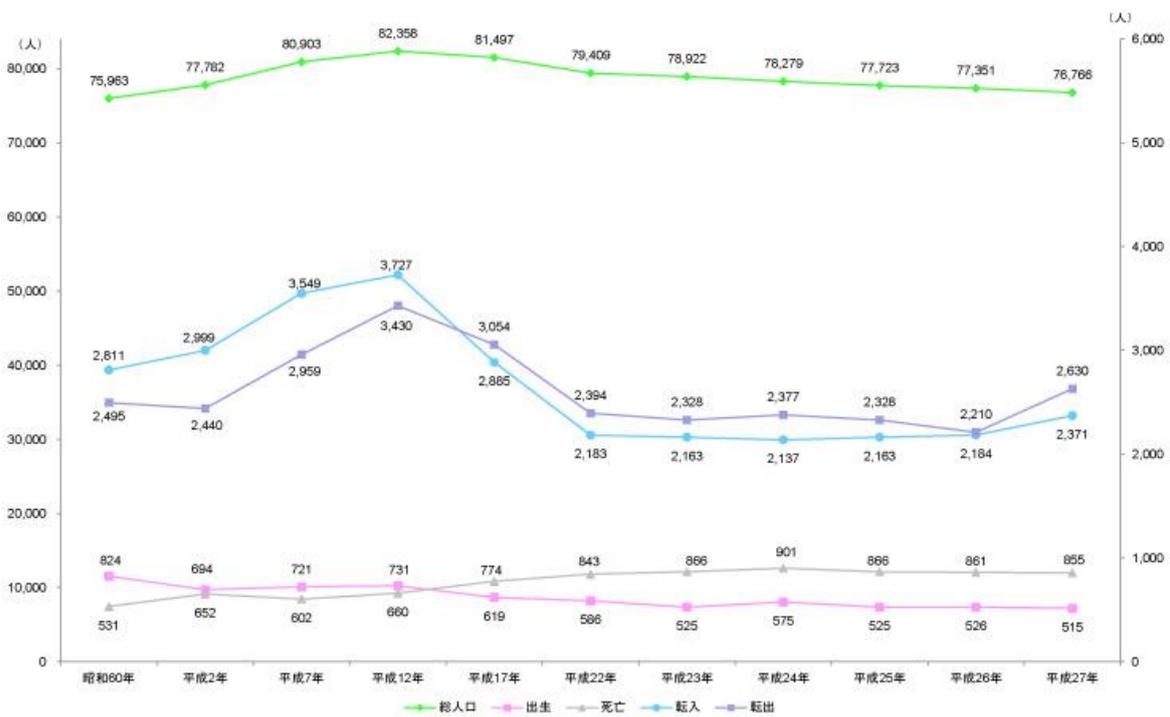
年齢3区分（14歳以下の年少人口、15歳から64歳の生産年齢人口、65歳以上の老年人口）でみると、年少人口は、2度のベビーブーム期頃に上昇がみられますが、1980年（昭和55年）以降、減少を続け、同時期と2013年（平成25年）と比較すると約44%の減少となっています。生産年齢人口は、総人口が減少局面に入る2000年（平成12年）を境に減少に転じ、同時期と2013年（平成25年）の比較では、約13%の減少となっています。老年人口は、一貫して増加を続けています。また、2000年（平成12年）に年少人口と老年人口の数及び総人口に占める割合が逆転しています。



■自然増減、社会増減の推移

近年の傾向としては、死亡数が出生数を上回る自然減の状態となっており、人口の減少及び出生率の低下から出生数が減少を続けている一方、高齢化の進展とあいまって、死亡数は増加傾向にあります。

転入及び転出では、2000年（平成12年）頃までは転入数及び転出数ともに増加傾向にあった中で、転入が転出数を上回る社会増の状況でありましたが、近年の傾向としては、反対に社会減の状態となっています。年齢階級別では、10歳代後半から20歳代において、特に転出超過傾向にあり、転出の理由は就職、転勤、就学、結婚などが挙げられています。男女別にみると、男性は10歳代後半、女性は20歳代前半で、大きく転出超過となる傾向があります。

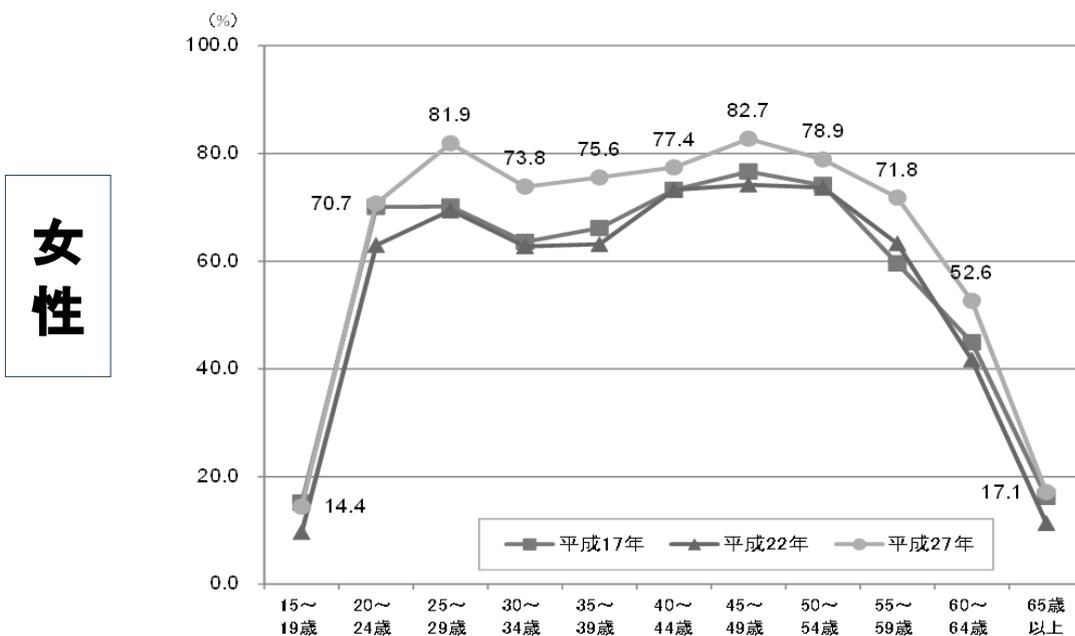
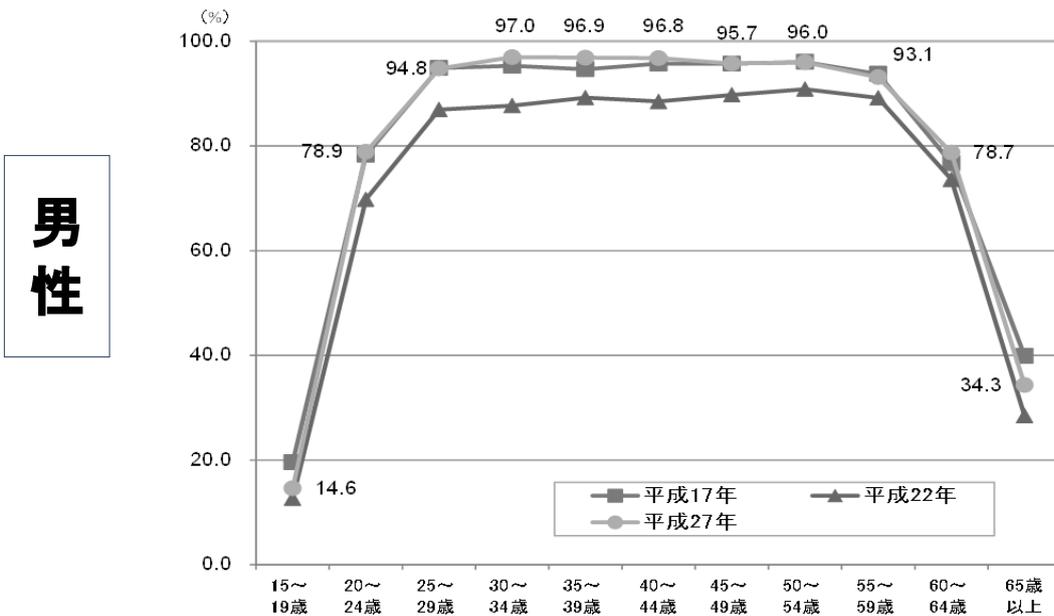


【資料】国勢調査・常住人口調査 昭和60年の数値は総人口以外、昭和63年の数値

(2) 女性の職業生活の状況

■男女別就業率

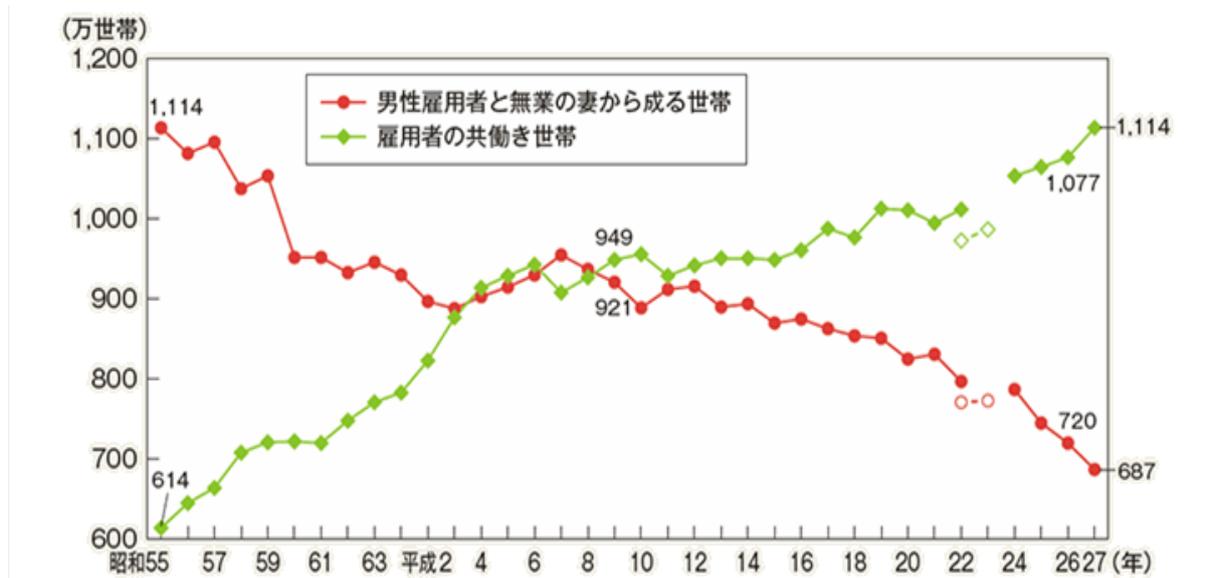
女性の年齢階層別の就業率は、30歳代で低下し40歳代以降に再び上昇する「M字カーブ」となっています。出産・育児により就労を中断し、その後再就職する女性が多いことを示しています。30代女性の就業率が上昇し、M字の底が上がることで曲線は緩やかになってきます。



資料：国勢調査

■共働き世帯の推移（国）

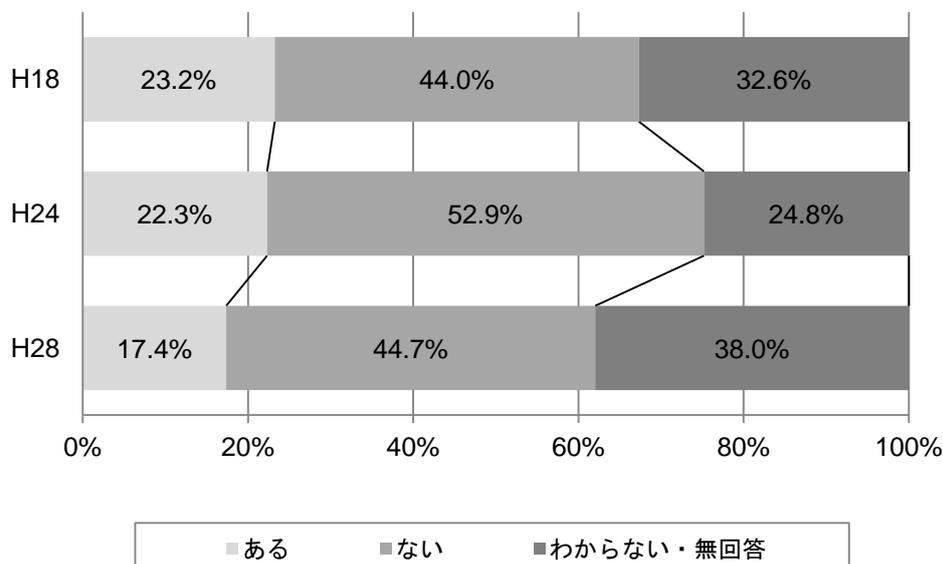
国全体の共働き世帯は年々増加し、平成9年以降は共働き世帯が働く夫と専業主婦世帯を上回っています。



- (備考) 1 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月）、平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
- 2 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。
- 3 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者の世帯。
- 4 平成22年及び23年の数値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

資料：男女共同参画白書（平成28年版）

女性が結婚や出産を理由に退職する慣例は減りつつありますが、平成28年市民意識調査で「ある」と答えた方は17.4%となっています。



3 計画の基本理念

本計画は、「笠間市男女共同参画推進条例」に基づき以下の5つを基本理念として掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進を図ります。

1 男女の人権の尊重と平等の確保

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、一人ひとりの能力を発揮できる機会を確保するとともに、お互いの性を尊重しながら、生涯にわたる健康と権利を確保する必要があります。

2 性別にかかわらず多様な生き方を選択できる社会づくり

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が自立した個人としてさまざまな活動や生き方ができるように、社会の制度や慣行のあり方を考える必要があります。

3 男女が社会の対等な構成員として共同して参画する機会の確保

男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思決定の場に、平等な立場で共同して参画する機会を確保する必要があります。

4 家庭生活における役割の共有と職場・地域活動との両立支援

家族を構成する男女が、家庭の重要性を認識し、相互の協力と社会の支援のもとに、家族としての役割を果たしながら、仕事や地域活動等が両立できるようにする必要があります。

5 国際的協調のもとにおける男女共同参画の推進

国際社会におけるさまざまな取組みを考慮し、国際的な視点を持って男女共同参画の施策を推進する必要があります。

4 笠間市が目指す将来の姿

基本理念に基づいた男女共同参画社会が推進された笠間市の将来の姿として、家庭、職場、地域社会において、以下のような姿を目指していきます。

みんなで築く充実した家庭

- 一人ひとりが、お互いを尊重し合い、「家族の絆」を大切にしています。
- 性別による固定的役割分担意識が解消しています。
- 仕事と生活のバランスをとり、家族が協力して子育てや介護などを行っています。

男女で共に支える職場

- 性による不当な差別や人権侵害がなく、一人ひとりの個性や能力が発揮されています。
- 女性が政策・方針決定過程に参画する機会が保障され、多様な人材が活躍しています。
- 仕事と生活のバランスに配慮した職場環境が確保されています。

交流や活動の盛んな活気ある地域社会

- 男女が主体的に地域活動に参加し、ともに協力し合っています。
- 多様な人たちの交流が盛んに行われ、お互いの個性を認め合い、尊重し合っています。
- 芸術・文化活動が盛んに行われ、男女がともに、創造性豊かな地域社会をつくっていきます。

★ 笠間市がめざす男女共同参画社会とは…

みんなで 築く充実した家庭

家事・育児・介護もみんなで
分担して一人ひとりが充実した
生活を送ります。

男女でともに支える 職場

性別にかかわらず個人の意欲と
能力が発揮され、育児や介護をし
ながらも仕事が続けられる環境を
つくります。

交流や活動の盛んな 活気ある地域社会

女性もリーダーシップを発揮でき
仕事中心だった男性も地域活動に
参加し、ともに協力しあいます。

5 計画の位置づけ

○男女共同参画社会基本法に定める市町村計画

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく市町村計画であり、笠間市における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。

○笠間市総合計画の個別計画

この計画は、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」及び県の「第 3 次茨城県男女共同参画基本計画」の方針を踏まえ、笠間市第 2 次総合計画との整合性を図りながら、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に促進していくための計画です。

○DV防止対策市町村基本計画

この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV 防止法) 第 2 条の 3 第 3 項に基づく配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する市町村基本計画としても位置付けます。

○女性活躍推進のための市町村推進計画

この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法) 第 6 条第 2 項に基づく、女性の職業生活における活躍に関する施策についての市町村推進計画としても位置付けます(該当部分は、「基本目標 3 (1) すべての女性が輝く社会づくり」)。

6 計画期間

本計画は、平成 30 年度(2018 年度)から平成 34 年度(2022 年度)までの 5 カ年を計画期間とします。

H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	H32 年度 (2020)	H33 年度 (2021)	H34 年度 (2022)	H35 年度 (2023)	H36 年度 (2024)	H37 年度 (2025)
第 4 次男女共同参画基本計画 (長期的な施策の方向)									
(具体的施策)									
茨城県男女共同参画基本計画 (第 3 次)									
笠間市第 2 次総合計画									
第 3 次笠間市男女共同参画計画									

第2章 計画の内容

1 基本目標

男女を取り巻く社会情勢や意識の変化、第2次計画の進捗状況の検証などを踏まえ、男女共同参画社会の実現を目指していくため、第3次計画では以下の3つの基本目標を設定します。

1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

活力ある地域社会を形成するため、女性も男性も、地域の対等な構成員として、あらゆる分野に平等に参画していくことが求められます。男女共同参画への意識啓発と地域活動に関わる人を増やすきっかけづくり、担い手づくりを進め、地域における男女共同参画を推進します。

2 だれもが安心して健康に暮らせるまちづくり

だれもが安心して暮らせる地域づくりのために、男女共同参画の視点に立ち、さまざまな支援の充実を図ります。

3 すべての女性が輝く社会づくり

女性の活躍が進むことは、女性だけではなく、男女がともに仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現にもつながるものです。そのため、市民や事業者に対して、働き方の見直しや職場環境の整備、男性の家事・育児・介護への参画を働き掛けます。

2 重点的に推進する視点

1 固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発

固定的な性別役割分担にとらわれず、就業能力を高め、長期的な視点を踏まえた適切な職業選択が行えるよう、キャリア教育の推進等を行います。

2 女性の活躍と社会への参画促進

多様な生き方、働き方を実現できるよう、労働時間の削減等による働き方の見直しやポジティブ・アクション（積極的に格差を是正する措置）により男女間格差を是正するなど、女性の就業継続や再就職・起業などのための環境整備を促進します。

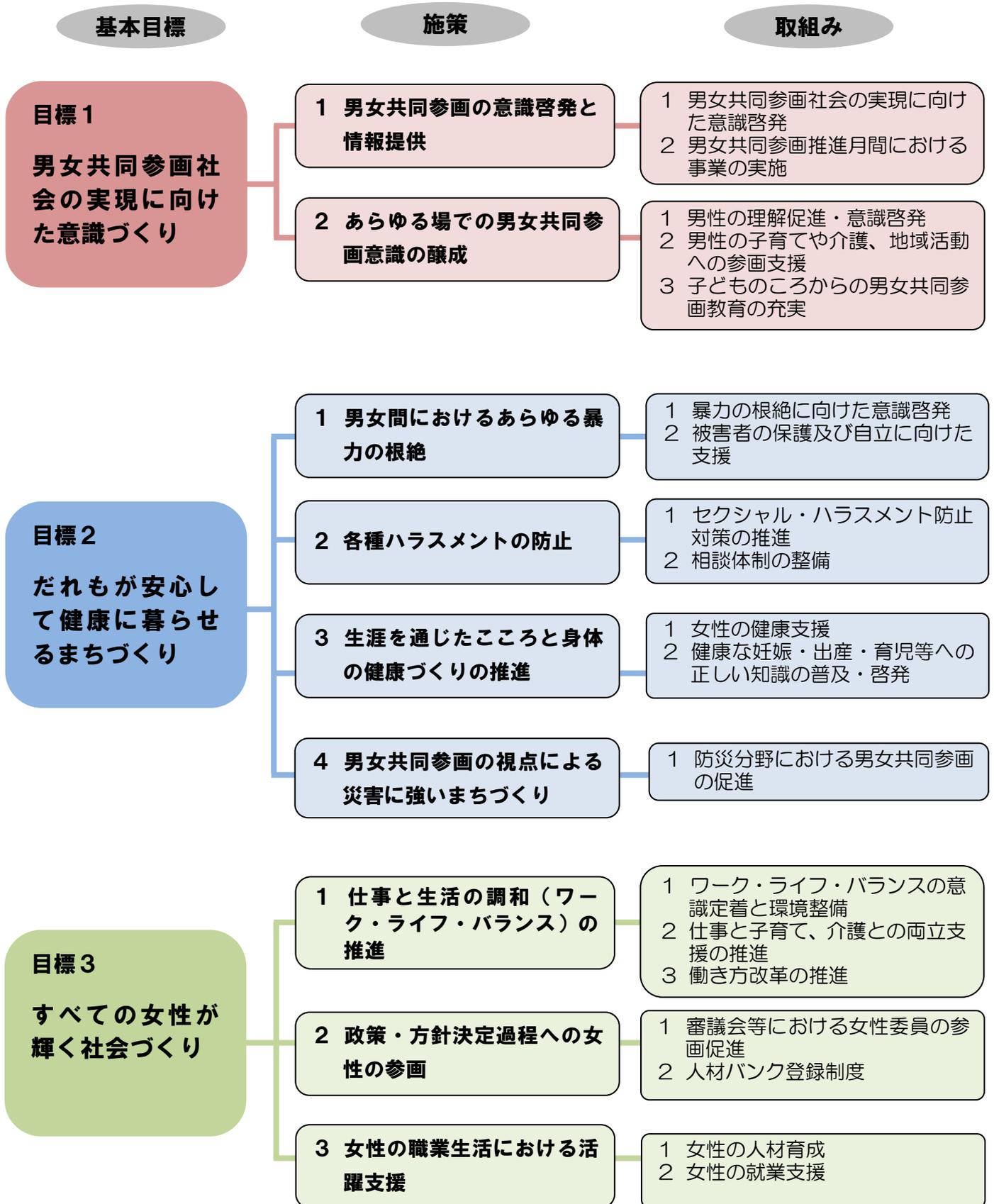
3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

女性だけではなく、男性にとってもワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現が必要です。家庭や地域においても個性と能力を発揮して生活できるように、意識啓発や働き方・暮らし方の見直しを推進していきます。

4 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

配偶者や恋人等の親密な関係にあるパートナー又はパートナーであった人から振るわれる暴力であるドメスティック・バイオレンス（DV）は、犯罪ともなり得る重大な人権侵害です。DVを根絶するために、市民に対する意識啓発や相談体制の充実を図るとともに、被害者救済のために、各関連機関と連携し、支援体制の充実を図っていきます。

3 計画の体系



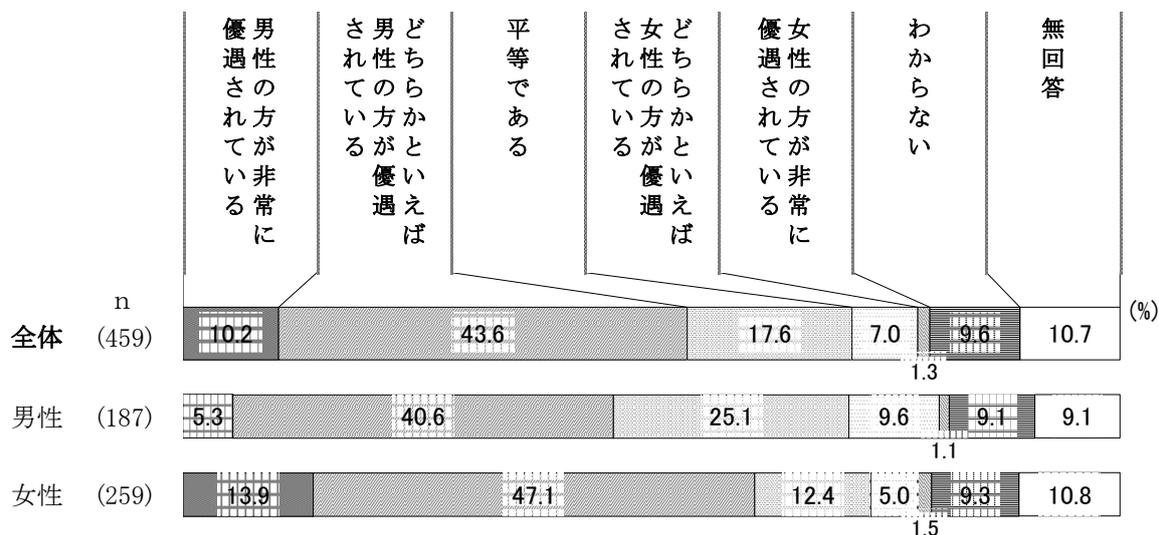
基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

長い歴史の中で形成されてきた固定的な性別役割分担意識は、時代とともに変わりつつあるものの、未だに根強く残っており、性差に関する偏見も残っています。長年の積み重ねの中で作られてきたこれらの意識を変えていくには、継続的な働きかけが必要であります。

女性も男性も性別にかかわらず自らの個性を發揮しながら、生き生きと充実した生活を送ることができる社会が、私たちの目指す男女共同参画社会です。

笠間市では、男女共同参画社会の実現に向けて、積極的な情報提供や意識啓発を行い、市民の理解を深めていきます。

家庭生活における男女の地位が平等と思う人の割合



男性が優遇されていると回答した割合は女性で61.0%、「平等である」と回答した割合は男性で25.1%と高く、男女で感じ方の違いが見られます。

男女の地位平等の達成状況は、とくに家庭生活の分野が平等感は低く男性優位との意見が多くなっています。

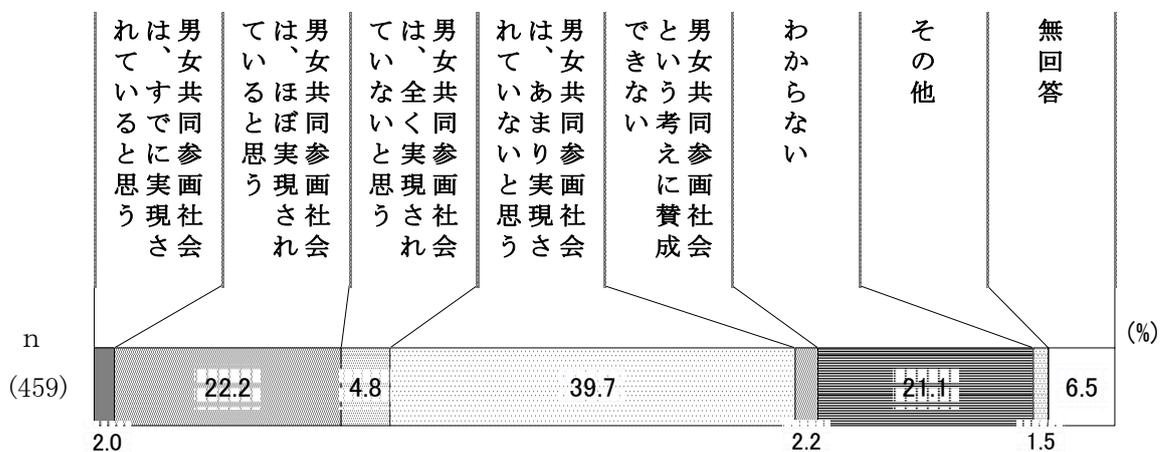
施策1 男女共同参画の意識啓発と情報提供

【現状と課題】

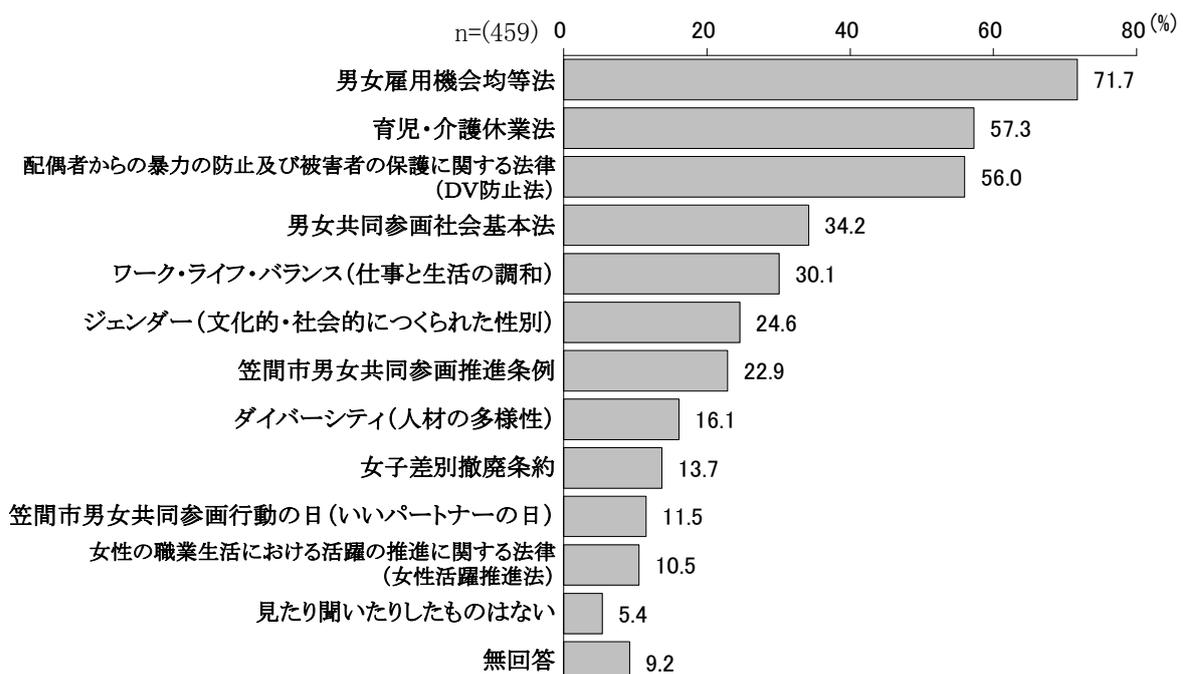
笠間市では、これまで男女共同参画の意識啓発のため様々な啓発活動を推進してきました。しかし、平成28年の市民意識調査では、男女共同参画社会が実現されていないと回答した方は全体の44.5%であり、実現されていると回答した方は24.2%となっています。

また、男女共同参画に関する用語の認知度については、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、DV防止法など全国的な法制度については高くなっており、ジェンダー、ワーク・ライフ・バランス、ダイバーシティと近年取り扱われることが増えた用語や市の取り組みについては低くなっています。積極的な取り組みの継続と、情報発信が必要です。

男女共同参画社会の実現についての考え



見たり聞いたりしたことがある言葉や取り組み



取組み1 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発

事業No.	事業名	事業内容	担当課
1	男女共同参画社会の周知・啓発	男女共同参画についての正しい理解を深め意識を改革するため、男女共同参画週間、男女共同参画推進月間について周知、啓発を図ります。	秘書課
2	男女共同参画講座の開催	男女共同参画の理解を深めるため、関係団体との協働により講座を開催します	秘書課
3	男女共同参画情報紙発行	男女共同参画情報紙を発行し、意識啓発や情報提供を行います。	秘書課
4	男女共同参画に取り組む団体の活動支援	研修会やフォーラム・イベント等の活動支援や連携した取り組みを推進します。	秘書課

取組み2 男女共同参画推進月間における事業の実施

事業No.	事業名	事業内容	担当課
5	いいパートナーの日の周知・啓発	男女のよりよいパートナーシップを築くための行動の日として笠間市が定めた「いいパートナーの日(11月11日)」の趣旨に基づく事業の実施や、周知・啓発を図ります。	秘書課
6	推進フォーラムやイベントの開催	男女共同参画推進月間にあわせて、市民対象のフォーラムやイベントを開催し、男女共同参画に関する市民の理解を深めます。	秘書課



男女共同参画

男女共同参画シンボルマーク

◎平成21年に男女共同参画社会基本法制定10周年を迎えるにあたり、内閣府男女共同参画局が作成したシンボルマークです。



◎平成19年の公募により決定した笠間市の男女共同参画シンボルマークです。男女がしっかりと手を組んで、お互い支えあっている様子を表現しています。華やかで笠間らしさが伝わる菊の花を2人で咲かせ、社会が丸く平和であってほしいという願いをこめています。

男女共同参画行動の日「いいパートナーの日」

◎笠間市は、家庭、職場、学校、地域、その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画への理解と関心を深め、男女のよりよいパートナーシップを築くための行動の日として、毎年11月11日を「いいパートナーの日」として定めています。

施策2 あらゆる場での男女共同参画意識の醸成

【現状と課題】

男女共同参画を女性の問題としてしか捉えられていないことも多く、また、働きながら子どもを産み育てること、親等を介護することに対する、職場の男性の理解も十分とはいえません。

家事や育児・介護に積極的に参画する男性が増え、男女共同参画の考え方が徐々に浸透しつつあるものの、中高年世代の理解が進んでいないなど世代によって意識に差があります。

男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるため、幅広い世代への啓発を推進します。

取組み1 男性の理解促進・意識啓発

事業No.	事業名	事業内容	担当課
7	男性を対象にした講座の開催	父親の家事育児参画のきっかけづくりとなる講座を開催します。	秘書課
8	家庭教育学級における父親学級の開催	母親だけでなく父親が参加しやすい家庭教育学級を開催します。	生涯学習課

取組み2 男性の子育てや介護、地域活動への参画支援

事業No.	事業名	事業内容	担当課
9	児童館事業の実施（父親を対象にした講座の開催）	仕事優先の考え方を見直し、男性の家事や育児、介護、地域活動への参画を進めるため父親を対象にした講座を開催します。	子ども福祉課
10	両親学級の開催	妊娠、出産、育児について夫婦で学び、親としての意識の高揚を図ります。	健康増進課
11	父親の育児応援	父子健康手帳の交付など、父親の積極的な育児参加を応援します。	健康増進課

取組み3 子どものころからの男女共同参画教育の充実

事業No.	事業名	事業内容	担当課
12	男女共同参画作品の募集	男女共同参画について考えるきっかけをつくるため男女共同参画に関する作品を募集します。入賞作品については広報紙や公共施設に掲載するなど、男女共同参画の啓発に活用します。	秘書課
13	国際理解教育の推進	国際社会において広い視野を持ち、異文化を理解し、相手の立場を尊重できるように、小・中学校へ外国語指導助手（ALT）を派遣し、国際コミュニケーション力の育成を図ります。	学務課
14	男女共同参画の視点に立った教育・保育の実施	保育・教育分野のあらゆる分野において男女共同参画の視点に立った教育を推進します。	学務課 保育所・こども園
15	性感染症予防教育の推進	性または性感染症に関する正しい知識の普及を図ります。	学務課

基本目標2 だれもが安心して健康に暮らせるまちづくり

すべての市民が安心して暮らすことができるよう、必要な支援を充実させることが必要です。

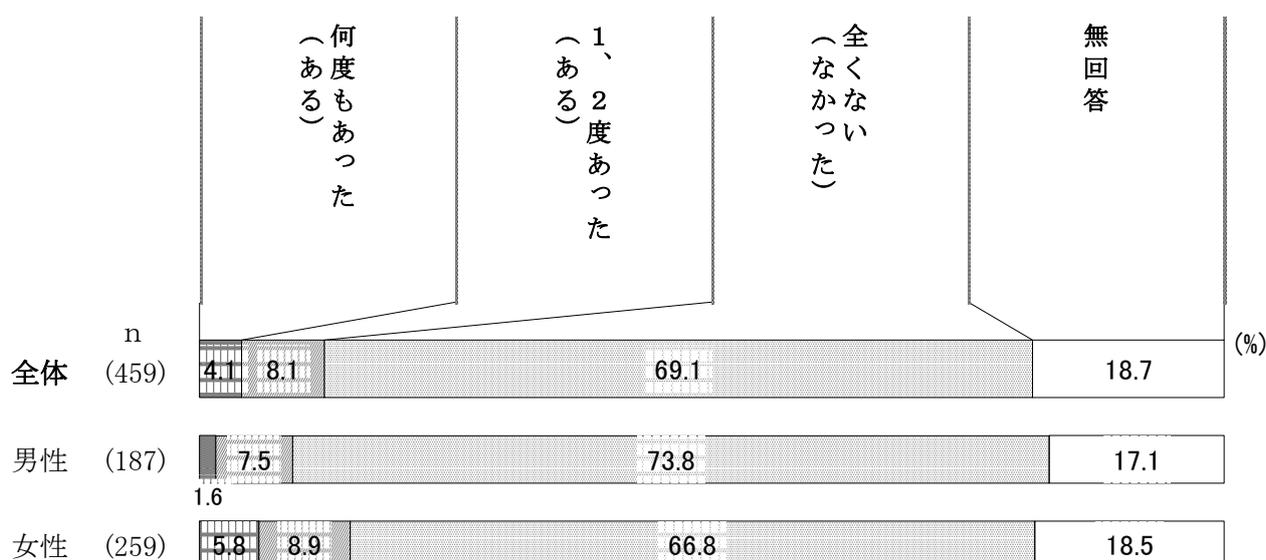
ストーカーや虐待等の行為は男女共同参画の実現を阻害する重大な人権侵害であるという認識を高め、暴力の予防と根絶を図るとともに、適切に対応し支援につなげていくことが必要です。

また、セクシュアル・ハラスメントをはじめ、マタニティ・ハラスメントやパワー・ハラスメントといったハラスメントが大きな問題となっています。だれもが家庭や学校、地域、職場などの身近な生活空間で安心して暮らしていけるよう、男女共同参画を阻むあらゆる暴力を未然に防止し、根絶する社会的気運を醸成していくことが必要です。

さらに、男女共同参画社会の実現に向けては、生涯にわたって心身ともに健康であること、男女が互いの身体的特性を十分に理解し合うこともまた基本的な条件といえます。そのため、一人ひとりのライフステージや状況に応じた健康づくりを支援していくことが重要です。

また、だれもが安心して地域で暮らしていくためには、災害に強いまちづくりの重要性がこれまで以上に高まっています。特に、2011（平成23）年に発生した東日本大震災においては、備蓄物資や救援物資の内容、避難所運営等において、女性や子ども、要支援者等のニーズに対する準備不足から生じる多くの課題が明らかとなりました。このような課題を解決していくためには、災害対策の検討や避難所運営等において、平常時から男女共同参画の視点を取り入れていくことが不可欠です。

過去5年間における配偶者・パートナー・恋人からの暴力（精神的・心理的な暴力）



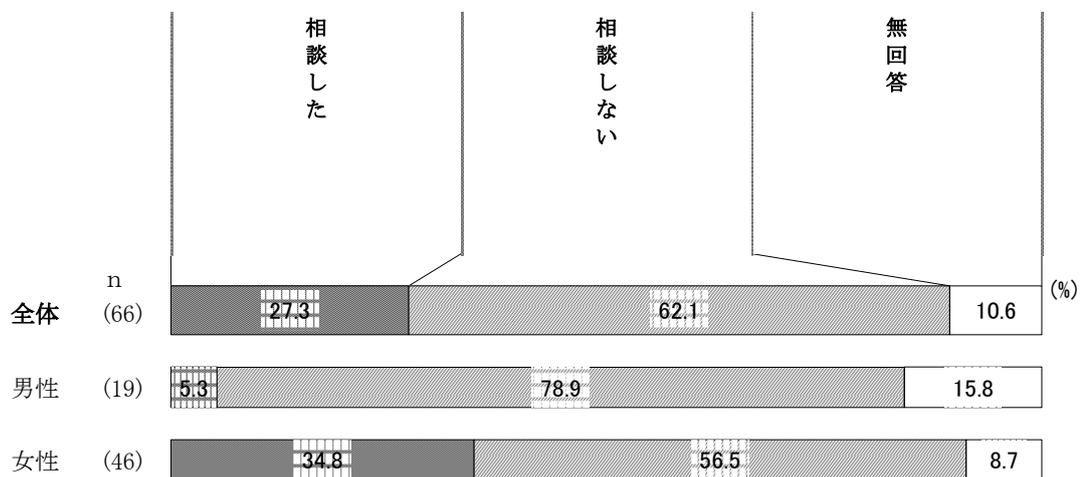
施策1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

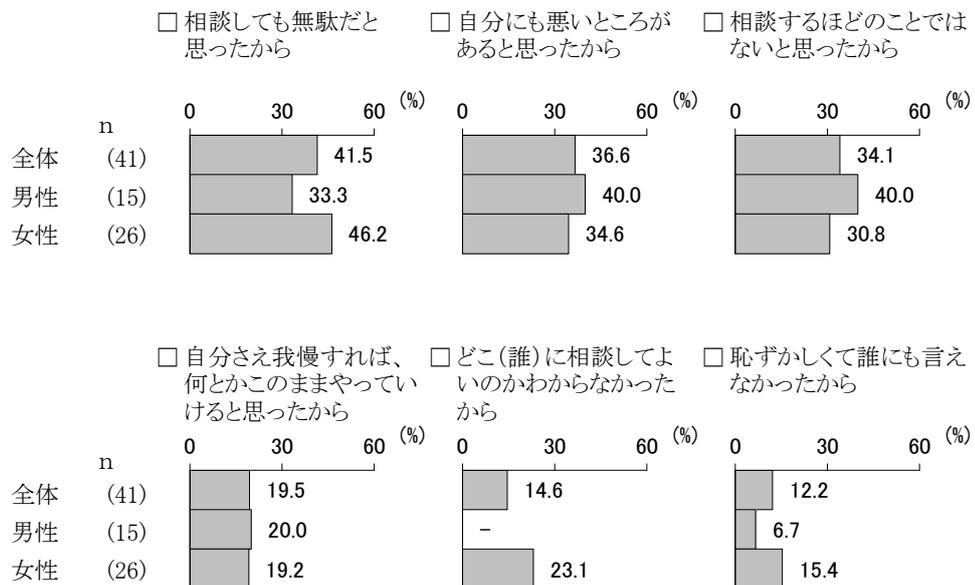
配偶者等からの暴力を受けた経験のある人は多くはありませんが、女性の方が配偶者や恋人による暴力の被害に合っている割合は高くなっています。

暴力の被害者のうちそのことを誰かに相談した人は約3割です。被害にあっても相談しなかった理由は、「相談するほどのことではないと思った」、「相談しても無駄だと思った」、「自分にも悪いところがあると思ったから」など、被害者が問題を抱え込むことで解決しようという姿勢がみられます。相談・支援体制の充実とあわせて、暴力としての認識を持つことや、解決へ向けて周囲の協力を仰ぐことの必要性など意識啓発もさらに必要であると考えられます。

配偶者・パートナー・恋人からの暴力等について誰かに相談したことの有無



相談しなかった理由（上位6項目）



取組み1 暴力の根絶に向けた意識啓発

事業No.	事業名	事業内容	担当課
16	DV防止法の周知・啓発	市民や相談業務等に携わる関係者等に対し、DVの防止や対策に向けた啓発を充実させます。	秘書課
17	人権教育講演会の開催	市民の人権意識の高揚と人権問題や男女の人権尊重などへ理解と認識を深めるための講演会を実施します。	生涯学習課

取組み2 被害者の保護及び自立に向けた支援

事業No.	事業名	事業内容	担当課
18	関係部署との連携体制の強化	関係機関と連携し被害者の適切な保護や自立支援を行います。	子ども福祉課 関係各課
19	女性相談窓口の充実	女性の相談を受け入れ、必要に応じて関係機関と連携して対応します。	秘書課 関係各課
20	家庭児童相談事業の実施	核家族化の進行、家庭環境の複雑化により養育困難 18歳未満の子どもの育児、しつけ、非行等に関する悩みについての相談・支援・援護を行います。	子ども福祉課



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

◎夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力根絶に向けたシンボルマークです。

施策2 各種ハラスメントの防止

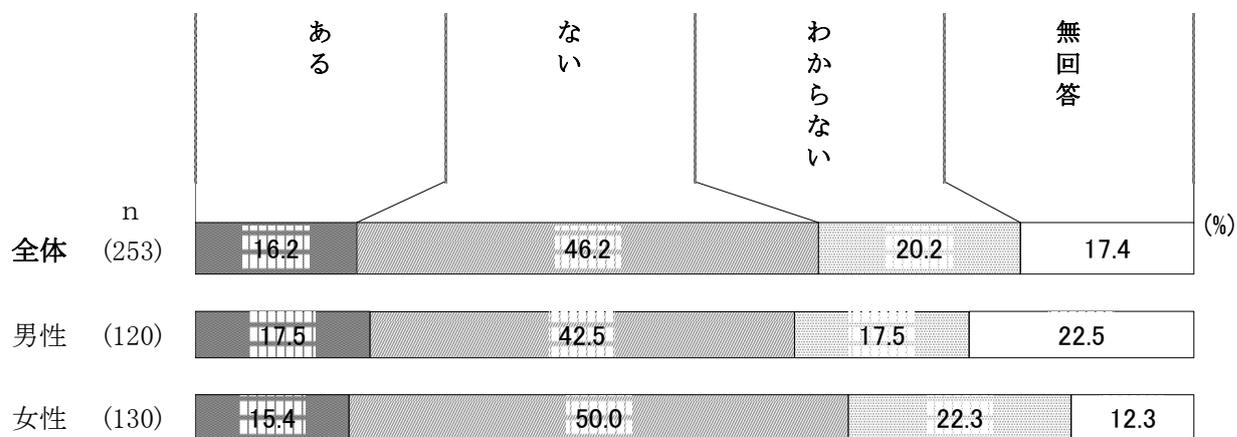
【現状と課題】

セクシャル・ハラスメントは、職場だけではなく地域や学校等あらゆる場で起こる可能性があります。最近では、新たにマタハラ（マタニティ・ハラスメント）等が問題となっています。これらの暴力は人権侵害であり、決して許されるものではありません。

また、ストーカー行為等は、被害者に対する暴行、傷害、殺人等の凶悪犯罪にまで発展する恐れがあります。

これらの防止に向けて関係法令等の周知・啓発を図ることが必要です。

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント



取組み1 セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進

事業No.	事業名	事業内容	担当課
21	性犯罪、セクハラ、マタハラ、パワハラ、ストーカー被害防止対策の推進	市民や企業に対してハラスメント防止についての理解を促進するとともに、相談窓口や対応策についての情報提供を行います。	秘書課

取組み2 相談体制の整備

事業No.	事業名	事業内容	担当課
22	関係機関・各種団体等による相談窓口の周知	各種ハラスメントに関する相談を受け、必要に応じて関係機関と連携します。	秘書課 関係各課

施策3 生涯を通じたところと身体健康づくりの推進

【現状と課題】

男女がお互いの身体について理解し、思いやりをもち、生涯を通じて健康で安心して豊かに暮らせる生活環境を整えることは、男女共同参画社会を形成する上で重要です。

女性は妊娠や出産にかかわる身体への負担が大きく、男女がそれぞれ異なる健康上の問題に直面することから性別による特有の健康管理や病気に対する理解を普及啓発する必要があります。

また、出産や性に関する正しい知識について、互いの理解を啓発するとともに、思春期を迎えた子どもへの教育も必要です。

取組み1 女性の健康支援

事業No.	事業名	事業内容	担当課
23	健康教育・健康相談の実施	保健師や管理栄養士・歯科衛生士がさまざまな情報を提供し、市民の疾病予防・健康増進を図ります。	健康増進課
24	妊娠・出産に関する健康支援	妊婦・乳児の健康診査をはじめ、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査を実施します。	健康増進課

取組み2 健康な妊娠・出産・育児等への正しい知識の普及・啓発

事業No.	事業名	事業内容	担当課
25	高校生に対する思春期教育	市内高等学校を対象にリプロダクティブ・ヘルス/ライツについて講話を実施します。また、デートDVなどについて学びます。	健康増進課 秘書課

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）とは、平成6（1994）年の国際人口・開発会議の「行動計画」及び平成7（1995）年の第4回世界女性会議の「北京宣言」及び「行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態であることを指す」とされています。

性と生殖の権利（リプロダクティブ・ライツ）とは、「性と生殖の健康を得る権利」とされています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

施策4 男女共同参画の視点による災害に強いまちづくり

【現状と課題】

防災分野では、東日本大震災で明らかになったように、男女共同参画の視点が不十分なため、避難所の運営などに支障が起っており、防災・復興に関する意思決定の段階から女性の参画に留意する必要があることがわかりました。

防災分野の組織の運営や活動の進め方において男女共同参画の視点の導入を推進します。

取組み1 防災分野における男女共同参画の促進

事業No.	事業名	事業内容	担当課
26	自主防災組織活動充実	地域住民の自主的な防災活動への女性の参画を推進します。	総務課
27	防災分野での男女共同参画の視点の導入	女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、事前の備え、避難所の運営、被災者支援等において男女共同参画の視点を取り入れていきます。	総務課

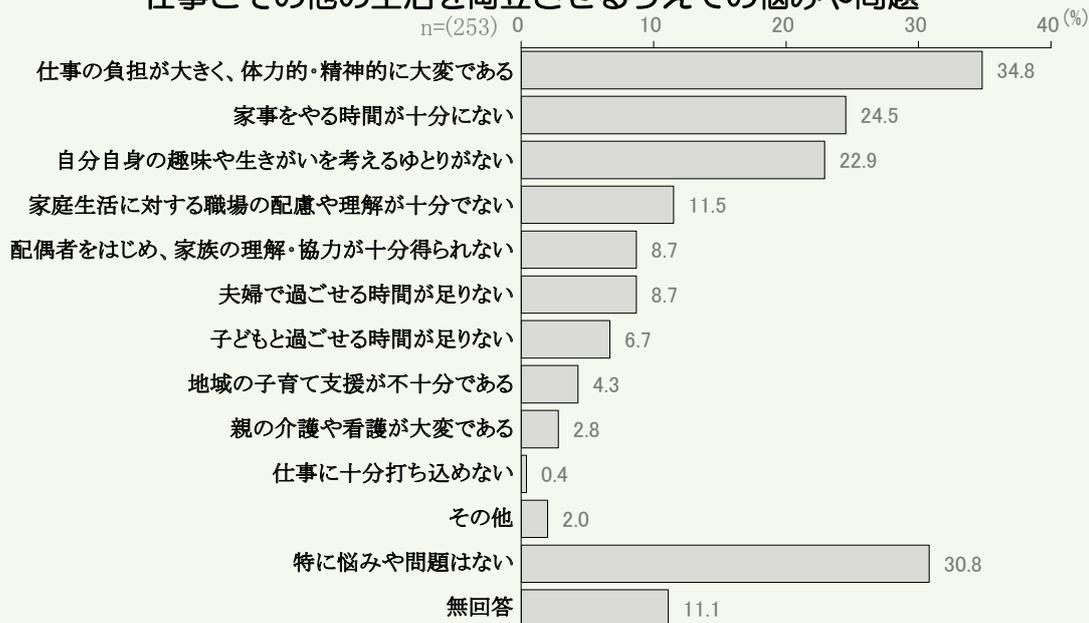
基本目標3 すべての女性が輝く社会づくり

人口減少社会の到来に伴い、性別に関わりなく働きたい人がやりがいをもって職業生活を送ることのできる社会づくりは我が国全体で取り組むべき喫緊の課題となっており、2015（平成27）年12月に策定された国の第4次男女共同参画基本計画においては、男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍、ワーク・ライフ・バランスの着実な推進を大きな柱として取り上げています。

ワーク・ライフ・バランスの実現には、性別にかかわらず、それぞれの価値観に基づいた、多様な働き方を選択できる職場環境が必要です。しかし実態は、男性・正社員における長時間労働、男女の賃金格差、非正規労働者の増加・固定化など、就労をめぐる環境は難しさを増しているといえます。働きやすく、自らの能力の向上や活躍を目指すことができる社会に向け、働き方に関する制度・意識の改革を促していくことが必要です。

また、価値観やライフスタイルが多様化する中、就労の形態もさまざまな形が登場していますが、働きたいと思っている女性の能力が社会で十分に活かされていないことは、女性にとっても、社会にとっても、大きな損失です。働く女性の数は増加しており、それを後押しする法律の整備も進んできています。働きたいと思う女性が個性や能力に応じて多様な働き方で社会において活躍できるよう、より一層の支援が求められています。

仕事とその他の生活を両立させるうえでの悩みや問題



えるぼし マーク



◎平成28年4月施行された、女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定及び策定した旨の届出を行った企業のうち、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業が、厚生労働大臣の認定を受けたことを示すマークです。

このマークは広告や求人等に使用でき、女性活躍企業であることを学生や消費者、取引先などにアピールできるというものです。

施策1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

【現状と課題】

家庭生活と仕事の両立を図るための環境整備や、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き生活できるようにするためには、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。

平成28年の市民意識調査では、仕事と生活を両立するための悩みで、「仕事の負担が大きく、体力的・精神的に大変である」が34.8%と最も高くなっています。

仕事と家庭の両立を進めるためには、働き方を見直そうとする意識を持つことも必要です。働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続けられ、男性が仕事一辺倒ではなく、家庭生活や地域活動に参画できるよう、子育て支援や介護支援策を進めると同時に、行政、事業者、労働者が連携し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを着実に進めていく必要があります。

取組み1 ワーク・ライフ・バランスの意識定着と環境整備

事業No.	事業名	事業内容	担当課
28	男女共同参画認定事業者の拡大	ワーク・ライフ・バランス推進や女性の活躍推進などに積極的に取り組む企業を応援するため、これまでの男女共同参画推進事業者の認定を拡大します。	秘書課
29	企業等への情報発信	女性に限らず男性も働きやすい環境整備を進めるため、企業・事業所に対し、女性活躍推進法等の周知を図ります。	秘書課

取組み2 仕事と子育て、介護との両立支援の推進

事業No.	事業名	事業内容	担当課
30	保育事業の充実	利用定員の見直し、保育士の確保などにより、待機児童の解消を図ります。	子ども福祉課
31	子育て支援の充実	子どもの一時預かりや病後児保育、子育て支援センターなど、子育て家庭に対するさまざまな支援を充実させます。	子ども福祉課
32	介護サービスの充実	介護保険制度に基づく介護・介護予防サービス及び在宅福祉サービスの充実を図り、介護の負担軽減を図ります。	高齢福祉課
33	放課後児童クラブ事業の実施	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に現在利用している小学校の教室、小学校敷地内専用施設、民間設置施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。	子ども福祉課

34	ファミリーサポートセンター事業の実施	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	子ども福祉課
35	育児・介護を行う労働者への情報提供	共働き家庭等の育児や介護の不安解消を図るため、関係機関と連携を図りながら個々のニーズに応じたアドバイスを行います。また、支援体制及び各種制度等について情報提供を行います。	子ども福祉課 高齢福祉課

取組み3 働き方改革の推進

事業No.	事業名	事業内容	担当課
36	企業等への啓発・情報提供	長時間労働の削減や柔軟な働き方の実現に向けて、企業等へ啓発・情報提供を行います。	秘書課 商工観光課

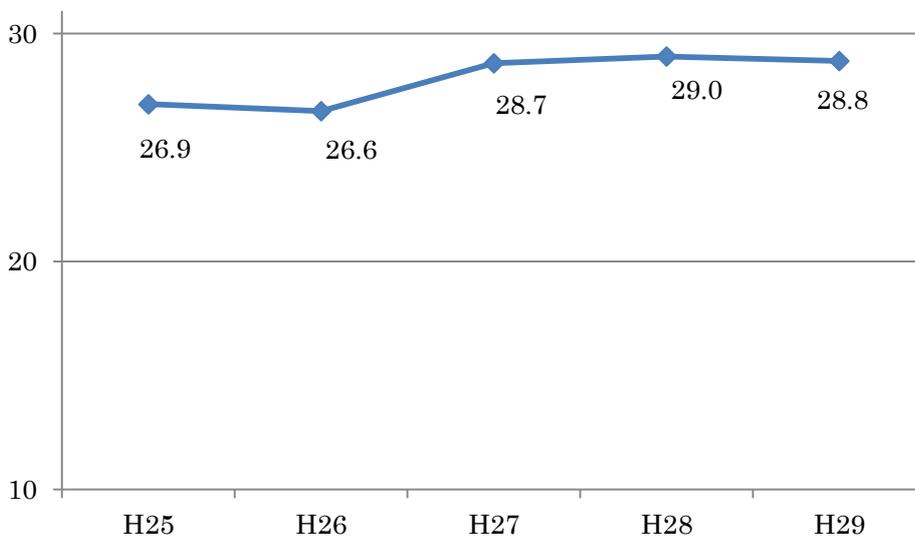
施策2 政策・方針決定過程への女性の参画

【現状と課題】

男女共同参画社会の形成のためには、多様な人材の能力を活用するとともに、新たな視点や発想を取り入れていくことが重要です。そのため、あらゆる分野に男女が責任をもってともにかかわり、意見や考え方を反映できる環境をつくる必要があります。

笠間市の審議会は、平成29年4月1日現在、女性のいない審議会数は5となりましたが、女性委員の比率については28.8%に留まり、引き続き女性登用の促進に向けた取組みが必要です。

笠間市の審議会における女性委員の参画状況



取組み1 審議会等における女性委員の参画促進

事業No.	事業名	事業内容	担当課
37	女性委員の登用推進	市の各種審議会等の委員改選にあたり、女性の登用を積極的に行います。	秘書課 関係各課

取組み2 人材バンク登録制度

事業No.	事業名	事業内容	担当課
38	人材バンク登録促進と活用	多様な技能や専門的知識を持つ女性に関する情報を収集、リストを作成し、審議会等への女性委員の推薦や講師派遣等へ活用を図ります。	秘書課 関係各課

施策3 女性の職業生活における活躍支援

【現状と課題】

地域活動においては、女性が実働を担うものの地域団体の代表者としての女性の割合は少なく、代表者は男性が多いのが現状です。地域の慣習といった社会通念や固定観念にとらわれることなく、男女がともに協力し合える地域づくりに向けて、地域で活躍する人材を増やせるよう取り組む必要があります。

市役所においても、全ての職員が健康で生き生きと働き、その能力を最大限発揮できるよう、男女とも働きやすい職場づくりに取り組んでいきます。

また、女性が経済的に自立し、出産や子育て、介護等により就業を中断することなく継続できるよう、起業や再就職へのチャレンジを支援します。

市職員の管理職に占める女性の割合（課長相当職）

H 2 7	H 2 8	H 2 9
7.8%	9.2%	11.1%

取組み1 女性の人材育成

事業No.	事業名	事業内容	担当課
39	女性リーダー養成事業の推進	地域や職場の女性リーダーを育成するため、資格取得や自己研さんのための研修に係る費用に対し補助を行います。	秘書課
40	女性学級の開催	女性の資質向上と交流促進を図るため地域に根ざした学習会を開催します。	公民館
41	市職員の人材育成	管理職として活躍できる人材の育成を図ります。	秘書課

取組み2 女性の就業支援

事業No.	事業名	事業内容	担当課
42	起業に向けた支援制度の情報提供	起業・創業に関する情報提供を行うとともに、茨城県のチャレンジ支援等の制度活用を促進します。また、商工会等を通して、起業に関する情報提供を行います。	秘書課 商工観光課
43	女性の人材育成講座	女性の社会進出を支援するため、女性のキャリアアップセミナー、地域の女性リーダーによる講演会を実施します。	秘書課
44	再就職に向けた就業支援	女性の有資格者復職支援研修会や就職応援セミナーなどを開催し、女性の就業を支援します。	秘書課 商工観光課

第3章 推進体制と進行管理

1 推進体制の充実

男女共同参画社会の実現を図るため、条例に基づき、市、市民、事業者がそれぞれの責務を果たしながら、協働により推進していくこととします。

(1) 市、市民、事業者の責務

1) 市の責務

- 基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施すること。
- 施策の実施にあたり、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者との協働に努めること。

2) 市民の責務

- 基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めること。
- 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力すること。

3) 事業者の責務

- 男女共同参画に関する理解を深め、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めること。
- 男女が職場及び家庭生活並びにその他の活動との両立ができるよう、雇用の分野における環境の整備に努めること。
- 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力すること。

(2) 笠間市男女共同参画審議会の運営

笠間市の男女共同参画の施策を推進するための調査審議機関として、市民、市議会、事業者、学識経験者、関係団体で構成した審議会を運営し、市の事業の進捗状況を確認します。

(3) 庁内の推進体制の充実

笠間市では、市の男女共同参画に関する施策の総合的な推進を図るため、笠間市男女共同参画庁内推進会議を設置しています。施策の推進及び調整、市職員の男女共同参画意識の向上に取り組みます。

(4) 笠間市男女共同参画推進連絡協議会との連携

笠間市男女共同参画推進連絡協議会は、男女共同参画社会実現のための啓発活動を行うとともに、市との協働により事業を行います。

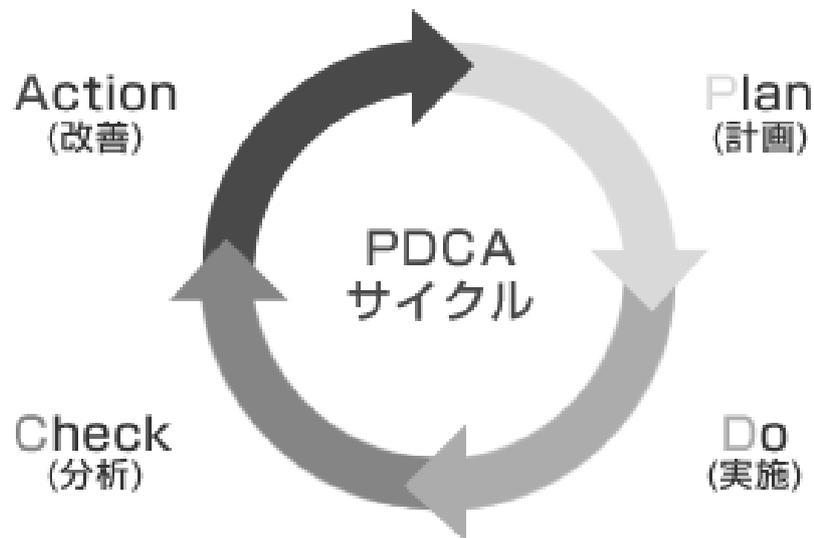
2 進行管理

(1) 進行管理

計画の進行管理は、毎年、男女共同参画施策の実施状況を笠間市男女共同参画審議会に報告し、その結果を市民に公表します。

(2) 指標項目による管理

計画の推進状況については、指標項目に掲げた目標指標の数値及び5年に1度行う市民意識指標により把握します。



第4章 指標目標

1 目標指標

基本目標	施策	項目	H28実績	H34目標値	所管課
1	男女共同参画の意識啓発と情報提供	男女共同参画社会について実現されていると思う人の割合	24.2%	30%	市民意識調査
		男女共同参画講座の受講者数	449人/年	500人/年	秘書課
		いいパートナーの日認知度	11.5%	15%	市民意識調査
	あらゆる場での男女共同参画意識の醸成	講座やフォーラム等の参加者に占める男性の割合	12.4%	25%	秘書課
		男女共同参画推進作品応募数	1648点/年	1700点/年	秘書課
		学校教育の場において男女の地位が平等であると思う人の割合	48.4%	55%	市民意識調査
		社会の意識や制度、慣習によって、男女が多様な生き方を選択できていないと考える人の割合	60.4%	55%以下	市民意識調査
2	男女間におけるあらゆる暴力の根絶	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）の認知度	56.0%	100%	市民意識調査
		配偶者・パートナー・恋人からの暴力等について相談したことあるという人の割合	27.3%	30%	市民意識調査
	生涯を通じたこころと身体の健康づくりの推進	高校生に対する思春期教育講座の回数	2回/年	3回/年	健康増進課 秘書課
	男女共同参画の視点による災害に強いまちづくり	自主防災組織における女性防災リーダーの割合	1.2%	4%	総務課
3	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	ワークライフバランス推進・女性活躍推進事業者認定数	0事業者	30事業者	秘書課
	政策・方針決定過程への女性の参画	審議会等における女性委員の占める割合	29.0%	35.0%	秘書課
		女性が一人もいない審議会の数	4	0	秘書課
		男女共同参画人材バンク登録者数	64人	70人	秘書課
	女性の職業生活における活躍支援	職場における男女の地位が平等と思う人の割合	26.4%	30%	市民意識調査
		女性リーダーの養成人数	14人	23人	秘書課
	市職員の管理職に占める女性の割合（課長級以上）	9.2%	12%	秘書課	

2 参考指標

項目		H28 実績	所管課
市男性職員の育児や看護、介護による休暇取得者人数		17人	秘書課
行政区長に占める女性区長の割合		2.6%	総務課
家族経営協定締結農家戸数		135戸	農政課
笠間市男女共同参画推進条例の周知度		22.9%	市民意識調査
ワーク・ライフ・バランスという言葉を知っている人の割合		30.1%	市民意識調査
男女共同参画社会に向けた取組が必要だと思う人の割合		-	市民意識調査
政治の場において男女の地位が平等であると思う人の割合		19.8%	市民意識調査
地域活動に参加している人の割合		67.1%	市民意識調査
暴力を何度も受けた経験のある人の割合	身体的な暴力	1.1%	市民意識調査
	精神的・心理的な暴力	4.1%	市民意識調査
	経済的な暴力	2.0%	市民意識調査
	性的な暴力	0.4%	市民意識調査
市政の各分野において男女共同参画社会の視点が反映されていると思う人の割合	教育・文化	45.1%	市民意識調査
	健康・福祉	47.7%	市民意識調査
	生活環境	41.0%	市民意識調査
	都市基盤	30.9%	市民意識調査
	産業	24.8%	市民意識調査
	自治・まちづくり	42.5%	市民意識調査

第5章 付属资料

笠間市男女共同参画推進条例

平成 18 年 3 月 19 日

条例第 16 号

笠間市が目指す男女共同参画社会は、すべての市民の人権が保障され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができ、多様な生き方が選択できる社会であり、男女が対等に社会のあらゆる分野に参画し、喜びも責任も分かち合う社会であります。

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、国際社会における取組とも連携して、国においては、男女共同参画社会基本法が制定されました。この基本法の理念を踏まえ、本市においても、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきましたが、性別による固定的役割分担意識や、それに基づく社会制度・慣行などが依然として残されており、なお一層の取組が必要とされています。

少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、高度情報化など、社会経済情勢の急激な変化に対応していくため、市民一人ひとりが、男女共同参画について、共に考え、行動するとともに、本市においては、豊かで活力ある男女共同参画社会の実現を市政の重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画に関する施策の推進が喫緊の課題となっています。

ここに、男女共同参画社会の実現のための基本理念とその方向性を明らかにし、将来に向けて、市、市民、事業者が連携し、一体となって、男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、笠間市(以下「市」という。)、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (3) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女が互いの性を尊重するとともに、個人、特に女性の生涯にわたる健康と権利が確保されることなど男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動に対して及ぼす影響にできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、自立した個人としての意思と責任により、多様な生き方を選択することができることを旨として、推進されなければならない。
- 3 男女共同参画は、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における意思決定の場に、平等な立場で共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が家庭の重要性を認識し、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における役割を共有し、かつ、職場及び地域における活動とを両立して行うことができることを旨として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画は、国際的協調の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者との協働に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画に関する理解を深め、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、男女が職場及び家庭生活並びにその他の活動との両立ができるよう雇用の分野における環境の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力しなければならない。

(男女共同参画行動の日)

第7条 市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画に対する理解と関心を深め、男女のより良いパートナーシップを築くための意識醸成と行動の日として、毎年11月11日を「いいパートナーの日」として定めるものとする。

- 2 市は、「いいパートナーの日」の趣旨に基づく事業を実施し、広く市民及び事業者の参加を求めるものとする。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関して、総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるとと

もに、第16条に規定する笠間市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)に諮問するものとする。

3 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

(普及広報等)

第9条 市は、市民及び事業者が男女共同参画についての理解を深めるために、普及広報活動、教育及び学習機会の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(市民等に対する支援)

第10条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(積極的改善措置)

第11条 市は、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に格差が生じている場合、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、審議会等における委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるように努めるものとする。

(調査研究等)

第12条 市は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第13条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況をとりまとめ、これを公表しなければならない。

(相談及び苦情の処理)

第14条 市民(この項において、市内の事業所等に在勤、在学する者を含む。)は、性別による差別的扱いその他男女共同参画の推進を阻害する人権侵害を受け、又はそのおそれがあるときは、その旨を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合には、関係機関との連携の下に、適切な措置を講じなければならない。

3 市長は、市が実施する施策について、市民及び事業者から男女共同参画の推進に関する苦情の申出があった場合には、適切な措置を講じなければならない。この場合において、市長は、審議会の意見を聴くことができる。

第3章 性別による権利侵害の禁止

(性別による権利侵害の禁止)

第15条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い及び人権の侵害を行ってはならない。

2 何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為を行ってはならない。

3 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動に対する相手方の対応によってその相手方に不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。)を行ってはならない。

第4章 男女共同参画審議会

(設置)

第16条 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要な事項について調査審議するため、審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 前号のほか、男女共同参画の推進に関する必要な事項

3 審議会は、前項各号に規定する事項のほか、第14条第3項で規定する事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する20人以内をもって組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

5 委員は、市民、市議会議員、事業者、学識経験者及び関係団体の中から、市長が委嘱する。この場合において、市民は、公募により選出するものとする。

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 補則

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年3月19日から施行する。

笠間市男女共同参画審議会規則

平成 18 年 3 月 19 日

規則第 16 号

(趣旨)

第1条 この規則は、笠間市男女共同参画推進条例(平成18年笠間市条例第16号。以下「条例」という。)第16条第8項の規定に基づき、笠間市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の議事は、出席議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は、条例第14条第3項及び第16条第2項に規定する事項の調査審議を行うために必要があるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、市長公室秘書課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 3 月 19 日から施行する。

笠間市男女共同参画審議会委員名簿

(任期：平成28年4月1日～平成30年3月31日)

No.	氏名	所属	選出区分	備考
1	多川 伸子	笠間市人権擁護委員協議会	学識経験者	会長
2	大塚 誠	社会福祉法人自立奉仕会 茨城福祉工場	事業者	副会長
3	橋本 百合子	公募	公募	
4	青山 陽子	公募	公募	
5	黒川 浩之	水戸公共職業安定所 笠間出張所長	学識経験者	
6	畑岡 洋二	笠間市議会議員	市議会議員	
7	斉藤 隆之	キャノン化成(株) 岩間事業所	事業者	
8	南雲 京子	(株) 三栄製作所	事業者	
9	柴山 則房	笠間市商工会青年部	関係団体	
10	田村 幸子	笠間市男女共同参画推進連絡協議会	関係団体	
11	川崎 幸良	笠間市区長会	関係団体	
12	長堀 成子	笠間市立友部第二小学校	関係団体	
13	橋本 和子	笠間市健康づくり推進協議会	関係団体	
14	小幡 耕一	笠間アグリビジネスネットワーク協議会	関係団体	

男女共同参画社会基本法

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協働と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」

という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画

に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四條 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五條 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六條 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七條 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なお

その効力を有する。

- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その

他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家

公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。

以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）

の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している

子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書

に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了するこ

とができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加

被害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用

については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

男女共同参画のあゆみ

年	国際的な動き	国の動き	茨城県の動き	笠間市の動き
1975年 (昭和50年)	・世界会議で「世界行動計画」採択	・総理府に「婦人問題企画推進本部」「婦人問題担当室」設置		
1976年 (昭和51年)	・ILO事務局に「婦人労働問題担当室」設置 ・「国連婦人の十年」スタート(～1985年)	・民法改正(離婚後婚氏続称制度の新設) ・第1回日本婦人問題会議開催		
1977年 (昭和52年)		・「国内行動計画」策定 ・「国内行動計画前期重点目標」決定 ・国立婦人教育会館開設		
1978年 (昭和53年)			・生活福祉部に「青少年婦人課」設置	
1979年 (昭和54年)	・国連総会で「女子差別撤廃条約」採択			
1980年 (昭和55年)	・第2回世界会議(コペンハーゲン)で「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択 ・「女子差別撤廃条約」署名式	・民法改正(配偶者の相続分改正、寄与分制度新設) ・女子差別撤廃条約署名	・第2次県民福祉基本計画において「婦人の福祉の向上」を位置づける	
1981年 (昭和56年)	・女子差別撤廃条約発効 ・ILO第156号条約(男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約)採択(ILO総会)	・「国内行動計画後期重点目標」策定 ・母子福祉法改正		
1982年 (昭和57年)				
1983年 (昭和58年)				
1984年 (昭和59年)		・改正国籍法成立(父系血統主義から父母両血統主義へ)		
1985年 (昭和60年)	・第3回世界会議(ナイロビ)で「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・国民年金法改正(女性の年金権確立) ・「男女雇用機会均等法」成立(施行は1986年) ・労働基準法一部改正(施行は1986年) ・女子差別撤廃条約批准		
1986年 (昭和61年)		・男女雇用機会均等法施行	・新県民福祉基本計画において「女性の地位向上と社会参加の促進」を位置づける	
1987年 (昭和62年)		・「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定	・「茨城県立婦人教育会館」設置	
1988年 (昭和63年)		・労働基準法の一部改正(労働時間の短縮)		
1989年 (平成元年)	・国連総会で「児童の権利に関する条約」採択	・総理府「婦人の現状と施策」報告書第1回発表 ・法例一部改正(婚姻、親子関係等における男性優先規定の改正等)		

年	国際的な動き	国の動き	茨城県の動き	笠間市の動き
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連経済社会理事会で「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回の見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 ・ILO 第 171 号条約(夜業に関する条約)採択 (ILO 総会) 			
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定 ・育児休業法公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いばらきローズプラン 21」策定 ・いばらきローズプラン 21 推進委員会、茨城県女性対策推進本部設置 	
1992年 (平成4年)		<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業法施行 ・初の婦人問題担当大臣設置 		
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 ・世界人権会議(ウィーン)開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「パートタイム労働法」施行 		
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際人口・開発会議(カイロ)が開催され、<u>リプロダクティブ・ヘルス/ライツ</u>(※)を含む新行動計画を採択 ・ILO 第 175 号条約(パートタイム労働に関する条約)採択 (ILO 総会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の権利に関する条約批准 ・総理府に「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」設置 ・「男女共同参画推進本部」発足 ・「男女共同参画推進本部」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部に「女性青少年課」設置 	
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 回世界女性会議(北京)で「北京宣言」及び「行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」成立 ・ILO 第 156 号条約批准 	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県長期総合計画に「男女共同参画社会の形成」として位置づける 	
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「優生保護法」改正(名称を「母体保護法」へ) ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いばらきハーモニープラン」策定 	
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画審議会設置法」施行 ・「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県立婦人教育会館を「茨城県女性プラザ」に改名 	
1998年 (平成10年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法」答申 		
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> ・(改正)「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」施行 ・「男女共同参画社会基本法」成立・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性青少年課が福祉部から知事公室へ組織を改編 	<ul style="list-style-type: none"> ・秘書広報課に女性行政担当設置(旧笠間市)
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)を開催(北京行動綱領の検証、政治宣言・成果文書) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ストーカー行為等規制法」施行 ・男女共同参画計画策定 		
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画推進条例」制定 ・「男女共同参画審議会」 	

年	国際的な動き	国の動き	茨城県の動き	笠間市の動き
		・「DV防止法」成立	設置	
2002年 (平成14年)		・改正「育児・介護休業法」施行	・「男女共同参画基本計画」策定	・「かさま男女共同参画プラン」策定(旧笠間市)
2003年 (平成15年)	・女性差別撤廃委員会による日本レポート審議、「最終コメント」	・「次世代育成支援対策推進法」施行 ・「少子化社会対策基本法」成立		
2004年 (平成16年)		・「性同一性障害者特例法」施行 ・「DV防止法」改正 ・内閣府「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本方針」策定		・「男女共同参画推進条例」施行(旧笠間市)
2005年 (平成17年)	・国連「北京+10」世界閣僚級会合(第49回国連婦人の地位委員会)開催	・改正「育児・介護休業法」施行 ・男女共同参画計画(第2次)策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 ・少子化・男女共同参画担当大臣設置	・「女性プラザ男女共同参画支援室」設置	
2006年 (平成18年)		・改正「男女雇用機会均等法」改正	・「男女共同参画実施計画」策定	・「友部町男女共同参画プラン」策定(旧友部町) 【1市2町合併「笠間市」誕生】 ・秘書課に「男女共同参画推進室」設置 ・「男女共同参画推進条例」再編・施行 ・「男女共同参画審議会」設置 ・「男女共同参画庁内推進会議」設置 ・男女共同参画行動の日(11月11日)制定 ・男女共同参画市民意識調査実施
2007年 (平成19年)		・改正「男女雇用機会均等法」施行 ・「パートタイム労働法」改正 ・「DV防止法」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・「いばらきの快適な社会づくり基本条例」制定	・「笠間市男女共同参画推進連絡協議会」設立 ・男女共同参画シンボルマーク決定
2008年 (平成20年)		・改正「DV防止法」施行 ・改正「パートタイム労働法」施行		・「男女共同参画計画」策定
2009年 (平成21年)	・国際女性差別撤廃委員会が日本政府の第6次レポートに対する最終見解 ・第1回女性に関するASEAN+3会合	・衆議院議員選挙により女性議員54人に(11.3%) ・「DV相談ナビ」運用開始 ・「育児・介護休業法」改正(施行は2010年、一部の規定は2015年施行)		
2010年 (平成22年)	・第54回国際婦人の地位委員会において「北京+15」記念宣言採択	・参議院議員選挙により女性議員44人(18.2%) ・「育児・介護休業法」施行	・「いばらきの快適な社会づくりの基本方針」策定	

年	国際的な動き	国の動き	茨城県の動き	笠間市の動き
		<ul style="list-style-type: none"> ・第3次男女共同参画基本計画策定 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 		
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> ・UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国際機関）発足 ・女性差別撤廃委員会の最終見解に対する日本政府コメント ・上記に対する委員会のコメント 	<ul style="list-style-type: none"> ・「パープルダイヤル—性暴力・DV相談電話—」の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 	
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画策定 		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画市民意識調査実施
2013年 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「DV防止法」一部改正 ・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成 ・「ストーカー規制法」改正 ・「日本再興戦略」（6月14日閣議決定）の中核に「女性の活躍推進」が位置付けられる 		<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次男女共同参画計画」策定
2014年 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本再興戦略」改定2014に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる ・女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW！Tokyo2014）開催（9月） ・内閣府「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ウィメンズパワーアップ会議」設置 	
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連サミットで持続可能な開発のための2030アジェンダ採択（17のゴールの1つにジェンダー平等を掲げる） ・第59回国連婦人の地位委員会閣僚級会議「北京+20」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍加速のための重点2015」策定 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律制定 ・女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW！2015）開催 ・第4次男女共同参画基本計画策定 		
2016年 (平成28年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第60回国連女性の地位委員会 ・国際女性差別撤廃委員会が日本政府の第7回及び第8階報告に対する最終見解 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍加速のための重点2016」策定 ・女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW！2016）開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画（第3次）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画市民意識調査実施
2017年 (平成29年)				
2018年 (平成30年)				<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次男女共同参画計画」策定

○○○○○○○○○○○○○○○
第3次笠間市男女共同参画計画
平成30年3月

発行・編集 笠間市市長公室秘書課男女共同参画推進室
〒309-1792 茨城県笠間市中央3-2-1
電話 0296-77-1101